

大平洋金属株式会社
代表取締役社長 岩館 一夫 殿

フィリピン・パラワン島における リオ・チュバ・ニッケル鉱山開発に関する質問状

この度、日本に事務所をおいて活動するNPO法人2団体、国際環境NGO FoE Japanとアジア太平洋資料センター(PARC)の連名にて表題の質問状をお送りいたします。

貴社の関連会社かつ安定した原料供給元として高品質の生産を支えるリオ・チュバ・ニッケル鉱山社(RTNMC)が進めているフィリピン・パラワン島バタラサ町のリオ・チュバ・ニッケル鉱山開発、およびブランジャオ山での採掘拡張計画につきまして、弊団体は長年にわたり現地周辺地域にて独自の環境・水質調査を実施してまいりました。その結果、看過できない事実や、関連法規への抵触が懸念される事態を確認しております。

具体的には、リオ・チュバ・ニッケル鉱山の周辺において、10年以上にわたり、発がん性物質として知られる六価クロムを含む有毒な重金属で事業近隣の河川が汚染され続けている実態を確認いたしました。これにより、周辺の先住民族を含むコミュニティは、長年にわたり深刻な健康被害のリスクにさらされております。

さらに憂慮すべきことに、この汚染問題に対する有効な対策がまったく講じられていないにもかかわらず、現在、ブランジャオ山において採掘活動の拡大が進められております。このまま拡張が続けば、生活用水や農業用水を対象河川に依存している先住民族や農民が、今後数十年にわたり同様の汚染に苦しみ続ける可能性が極めて高いと言わざるを得ません。

なお、本件のより詳細な水質調査の結果につきましては、弊団体と協力し、2009年から現在に至るまでパラワン州で継続的に調査を行っている専門家による別添の報告書をご参照ください。

つきましては、貴社の当該事業に対する出資者としての、また資源の調達者としての立場から、サプライチェーン上における環境・社会・人権配慮の実態と今後の計画について、以下の通り質問させていただきます。

質問1: 鉱山計画について

質問1-1: 既存鉱区は当初2023年までの採掘期間と定められていましたが、拡張計画に組み込まれることで延長されています。この理由及び当該区画での採掘が継続される期間の長さをご教示ください。また、そのことによって採掘範囲の環境修復が当初計画より遅れることが見込まれる場合はその変更内容についてもご教示ください。

質問1-2: リオ・チュバ・ニッケル鉱山の拡張にあたっての伐採許可(範囲、伐採許可本数および有効期間)、先住民族の事前の十分な情報と自由意志に基づく合意(FPIC/取得日、対象の民族および集落)、ならびに商業採掘にかかわるフィリピン当局による許可の種類、取得日、有効期限ならびに許認可番号をご教示ください。

質問1-3: フィリピン共和国法第7611号第9節の(1)では「最大限保護される領域またはコアゾーン」として「すべての天然林」や「標高1000m以上の範囲」や「絶滅の危機に瀕したあるいは希少な生態系」を含むものとされています。鉱山拡張区域がこのいずれにも該当しないことを示す根拠をご教示ください。

質問1-4: 2012年フィリピン大統領令第79号のSection 1において規定される「鉱山申請禁止地域(Areas Closed to Mining Applications)」の対象地域に該当しない根拠をご教示ください。

質問1-5: 貴社「大平洋金属 中長期戦略 PAMCOvision2031」において「ニッケル事業の縮小または撤退も視野に業態転換へ」とされていますが、リオ・チュバ・ニッケル鉱山の閉山や撤退も検討されていますか。

質問2:六価クロム対策について

質問2-1:弊団体の調査によってリオ・チュバ・ニッケル鉱山付近の河川にてWHOや現地の環境基準を上回るレベルで六価クロムが検出されています。貴社同様に同鉱山から調達をする住友金属鉱山株式会社も六価クロムの検出を確認しており、特に2014年比で著しく高い値で検出されるケースも確認されているものです。これまで、現地採掘事業社リオ・チュバ・ニッケル鉱山社の出資会社として、ニッケル採掘にあたり、どのような六価クロム対策をとられてきたか、ご教示ください。

質問2-2:貴社「環境・社会報告書2021」では29ページにて「サプライチェーンの各段階において、環境との調和に配慮したさまざまな活動を行っています。」とありますが、その点に照らし合わせて採掘地付近における水質改善のために取り組まれている内容についてご教示ください。

質問3:環境社会配慮の方針について

質問3-1:環境・社会・人権問題に配慮した鉱物・金属調達を行うためにどのような方針を策定していますか。また、策定していない場合、今後策定する予定はありますか。

質問3-2:鉱物・金属調達における環境・社会・人権配慮について、ステークホルダーからのフィードバックや苦情を受け付ける仕組み(グリーバンスメカニズム等)を構築していますか。構築している場合、どのような仕組みですか。

質問3-3:上記(質問3-2)の仕組みがある場合、影響を受ける現地住民が実質的に利用できるよう、タガログ語やパラワン語による制度の案内はどのように行われていますか。また、通報者の匿名性はどのように確保されていますか。

以上の質問をさせていただくとともに、弊団体が行なっております水質調査の結果の他、ブランジャオ山での採掘拡張計画について意見交換の場を設けさせていただけますと幸いです。

お忙しいところ恐縮ですが、【2026年7月17日】までにご回答くださいますようお願い申し上げます。なお、ご回答、または期日までにご回答いただけない場合はその事実を、弊団体のウェブサイト等で公開させていただく場合がございます。期日内の返答が困難である場合は理由と合わせてご返答いただける予定日をお知らせいたします。

- 認定特定非営利活動法人 FoE Japan
- 特定非営利活動法人 アジア太平洋資料センター(PARC)

以上

【本件に関する連絡先／返答先】

認定特定非営利活動法人 FoE Japan / 担当: 松本 光

住所: 〒173-0037 東京都板橋区小茂根1-21-9

電話番号: 03-6909-5983 / メールアドレス: matsumoto@foejapan.org